

生計にお困りの方への介護保険利用料軽減・減免制度のご案内

●社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

■内容

生計困難者が、市へ軽減実施の届出をしている社会福祉法人の提供するサービスを利用する場合に負担軽減を行います。

軽減対象サービスおよび軽減割合

対象となるサービス	対象となる費用	軽減割合
訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護予防訪問介護相当サービス	利用者負担額	
通所介護(デイサービス) 介護予防通所介護相当サービス	利用者負担額 食費	左記のうち、 25%
短期入所(ショートステイ) 特別養護老人ホーム	利用者負担額 食費、居住費(滞在費)	
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	利用者負担額 食費、宿泊費	

■対象者

下記のいずれか(1.または2.)に該当する場合に対象になります。

1. 以下①～⑥の全てに当てはまる方 ※①～⑤は独自減免の要件と同じ

- ① 住民税非課税世帯
- ② 預貯金等が350万円以下(世帯員が1人ごとに100万円を加算)
- ③ 日常生活に供する資産以外に資産がない
- ④ 親族等に扶養されていない
- ⑤ 介護保険料を滞納していない
- ⑥ 年間収入(非課税年金含む)が150万円以下(世帯員が1人ごとに50万円を加算)

2. 生活保護受給者

■手続き方法、有効期限について

1. 高齢介護課介護保険係窓口にて申請

必要なもの:利用者および同一世帯の方の通帳すべて(最新の状態を記帳したもの)※生活保護受給者は不要です。

2. 市から社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(ピンク色)が届きましたら、利用した事業所へ提示してください。事業所からは、軽減分を差し引いた金額が請求されます。

※証の有効期間は申請された月の1日から次の5月31日までです。それ以降も必要であれば更新手続きをしてください。更新のご案内は市から送付します。

■留意点

資産の確認や扶養親族の有無の聞き取り等が必要なため、本人または家族からの申請が望ましいです。

●長岡京市独自の減額・免除制度

■内容

低所得で特に生計の維持が困難な場合に、対象となる在宅介護サービスの介護保険利用料の全額もしくは半額を減免します。

■対象者

利用料金が減免されなければ生活保護対象となるおそれのある方(以下のすべてに当てはまる方) ※①～⑤は社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度と同じ要件

- ① 住民税非課税世帯
- ② 預貯金等が単身世帯で350万円(世帯員が増えるごとに100万円を加算した額)以下
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ④ 親族等から経済的な援助が受けられない
- ⑤ 介護保険料を滞納していない
- ⑥ 世帯の状況に応じて下記金額を基に年間生活扶助額を算出し、世帯の収入状況がそれもしくはそれの1.65倍を下回る
 - ・世帯収入が生活扶助額を下回る場合…全額免除
 - ・世帯収入が生活扶助額の1.65倍を下回る場合…半額減額

＜月額＞

I. 1人分基礎金額	45,520円(41～64歳)	45,060円(65～74歳)
	38,690円(75歳以上)	
II. 人数加算	27,790円(1人)	38,060円(2人)
	44,730円(3人)	48,900円(4人)
III. 住宅扶助(家賃相当分)	40,000円以内(1人)	48,000円以内(2人)
	52,000円以内(3～5人)	56,000円以内(6人)
IV. 障害者加算	26,810円(身体1級・2級、精神1級、療育A)	
	17,870円(身体3級、精神2級、療育B)	

※生活扶助額は、年によって変動します。

(例1)70歳、1人暮らし、持ち家

$(45,060\text{円} + 27,790\text{円}) \times 12\text{ヶ月} = 874,200\text{円} \cdots A$

$874,200\text{円} \times 1.65\text{倍} = 1,442,430\text{円} \cdots B$

年間収入がAを下回る場合は全額免除、Aを上回るがBを下回る場合は半額減額

(例2)75歳と68歳の夫婦、家賃50,000円、

$(38,690\text{円} + 45,060\text{円} + 38,060\text{円} + 48,000\text{円}) \times 12\text{ヶ月} = 2,037,720\text{円} \cdots A$

$2,037,720\text{円} \times 1.65\text{倍} = 3,362,238\text{円} \cdots B$

年間収入がAを下回る場合は全額免除、Aを上回るがBを下回る場合は半額減額

(例2) 75歳と50歳の親子、持ち家、親が身体障害者手帳3級所持

(38,690円 + 45,520円 + 38,060円 + 17,870円) × 12ヶ月 = 1,681,680円…A

1,681,680円 × 1.65倍 = 2,774,772円…B

年間収入がAを下回る場合は全額免除、Aを上回るがBを下回る場合は半額減額

■手手続き方法

1. 高齢介護課介護保険係窓口にて申請

必要なもの:

- ① 利用者および同居している方(別世帯も含む)の通帳
- ② 障がい者手帳(お持ちの方のみ)
- ③ 家賃の分かる書類(賃貸の方のみ、持家の方は不要)

2. 毎月領収書を高齢介護課介護保険係窓口へ持参

介護サービス事業所からの請求はいったん自己負担し、領収書確認後隨時指定の口座へ支払を行います。

※いずれの制度も、有効期間は申請された月の1日から次の5月31日までです。それ以降も必要であれば更新手続きをしてください。更新のご案内は市から送付します。

問い合わせ先

長岡京市役所高齢介護課介護保険係

TEL 075-955-2059(直通)